

<規制評価シート> (国土交通省作成)

【その他(IT) 1】

規制改革事項(事務局記載)		道路占用手続きにおける引込み線の取り扱いの明確化
規制の概要		<p>【概要】 通信事業者が道路に光ファイバー等の通信ケーブルを敷設する際には、道路管理者に対して、道路占用許可申請書を提出し許可を得なければならないが、道路管理者によって、引込み線に係る道路占用許可の要否基準が異なっている点が指摘されている。</p> <p>【根拠法令】 道路法</p>
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	道路局
	担当課・室名	路政課道路利用調整室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	道路法第32条
	目的	一般の自由な通行を本来の目的とする道路に、工作物、物件又は施設を設けて継続して道路を使用することは、多少なりとも通行の支障になり得ることから、道路本来の目的との調整を図るため、道路管理者の許可を受けなければならないこととしている。
	対象	道路法の道路
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	旧道路法(大正8年4月11日法律第58号)第28条 道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第32条
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	道路管理者によって、引込み線に係る道路占用許可の要否基準が異なっている(①占用料も占用申請も不要、②占用料は不要だが占用申請は必要、③占用料も占用申請も必要)ため、この引込み線の取り扱いについての考え方を明らかにし、統一ルールで運用すべきである。(①で統一すべきである)
	上記規制改革の方向性への考え方	架空の光ファイバー等の本線について占用許可を受けている場合、当該本線からの架空の各戸引込手続きについては本線の占用許可に含めて取扱うこととしており、個別の占用許可申請は不要である。 同趣旨は、平成18年に周知しているところである。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	-
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	-

<規制評価シート> (国土交通省作成)

【その他(IT) 2】

規制改革事項(事務局記載)		河川占用申請書・港湾占用申請書の申請様式の統一化、電子化
規制の概要		<p>【概要】 通信事業者が河川区域内や港湾区域内の土地に光ファイバー等の通信ケーブルを敷設したり、通信鉄塔を設置したりする際には、河川管理者・港湾管理者に対して、占用申請書を提出し許可を得なければならない。この河川管理者・港湾管理者に提出する占用申請書の申請様式は、河川管理者・港湾管理者ごとに異なっており、また、標準処理期間もバラバラであるとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 河川法、港湾法</p>
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	河川局・港湾局
	担当課・室名	水政課・総務課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	河川法施行規則第12条 各港湾管理者(地方公共団体等)の定める規則
	目的	河川区域内の土地の占用及び港湾区域(水域)又は港湾隣接地域(陸域)において占用等の許可申請を行う際の様式の指定
	対象	河川区域内の土地の占用及び港湾区域(水域)又は港湾隣接地域(陸域)において占用等をしようとする者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	なし
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>占用許可申請手続きの簡素化・迅速化を図るため、河川法及び港湾法施行規則に定める様式に統一すること、及び申請書の受理から許可(処分)を行うまで原則2～3週間の標準処理期間を設けて、速やかな処理を努めることについて、周知徹底を図ることを要望する。また、道路占用申請を含め、共通ポータルから電子申請が可能となるよう必要な措置を要望する。(※平成22年6月15日の「国民の声集中受付月間(第1回)」において、道路占用許可申請における同種の要望に対して、国土交通省から「平成22年度に実施」との回答を受けている。)</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>河川法第24条の規定に基づく地方公共団体等の行政処分は法定受託事務であることから、占用許可申請書の様式は河川法施行規則第12条において定めている。</p> <p>港湾法においては、第37条第1項の規定に基づき、港湾区域(水域)又は港湾隣接地域(陸域)において占用等をしようとする者は、港湾管理者(地方公共団体等)の許可を受けなければならない旨を規定しているに過ぎず、港湾法施行規則において占用許可申請の様式は定めていない。</p> <p>港湾区域(水域)又は港湾隣接地域(陸域)における占用等に係る事務、港湾施設の占用等に係る事務は、各港湾管理者が各地方の実情に応じ、自らの判断と責任において処理できる「自治事務」として整理されており、各港湾管理者が条例等を定めて処理しているところ。</p> <p>このため、各港湾管理者が具体の事務処理を遂行する上で必要となる、占用許可申請書の様式、標準処理期間その他の事項について、国が統一的な基準を定めることはできないが、港湾管理者に対し検討を促す文書を発出することとする。</p> <p>なお、河川法第24条に基づく行政処分については、行政手続法第6条に規定する申請がその事務所等に到着して通常要する処理期間を3ヶ月としているものであり、この期間は処分を行う必要最低限の手続きに要する期間の目安を定めているものであることから、その見直しは困難である。</p> <p>また、河川占用許可にかかる電子申請については、申請者による利用がほとんど無い状況にあったことから、利用頻度の低いものは電子申請システムの運用を廃止すると国土交通省としての方針に基づきその運用を廃止したものである。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<p>港湾区域内の占用等の許可にあたっての様式、標準処理期間等は、港湾管理者が行う自治事務であり、各港湾管理者が各港湾の実情に応じて定めるべきものであるが、平成22年度中に港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、その結果を踏まえ港湾管理者に対し検討を促す文書を発出することとする。</p>
【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等		

<規制評価シート> (環境省作成)

【その他(IT) 3】

規制改革事項(事務局記載)		国立公園等における各種行為許可申請書の申請様式の統一化、電子化
規制の概要		<p>【概要】</p> <p>・通信事業者が国立公園や国定公園の区域に光ファイバー等の通信ケーブルを敷設したり、通信鉄塔を設置したりする際には、環境大臣や都道府県知事に対して、工作物許可申請書等を提出し許可を得なければならない。この国立公園等における各種行為許可申請書の申請様式は、受付窓口ごとに異なっており、また、標準処理期間もバラバラであるとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 自然公園法</p>
所管省庁	担当府省	環境省
	担当局名	自然環境局
	担当課・室名	国立公園課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	自然公園法第20条第3項(特別地域内における許可)、法第21条第3項(特別保護地区内における許可)、法22条第3項(海域公園地区内における許可)、第33条第1項(普通地域内における届出及び措置命令)、自然公園法施行規則第10条
	目的	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び強化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的とする。
	対象	国立公園等において、要許可行為等を行おうとする者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	自然公園法 昭和32年制定、平成21年6月3日改正 自然公園法施行規則 昭和32年制定、平成22年3月29日改正
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>各種行為許可申請手続きの簡素化・迅速化を図るため、様式を統一すること、及び申請書の受理から許可(処分)を行うまで原則2～3週間の標準処理期間を設けて、速やかな処理を努めることについて、周知徹底を図るべきである(都道府県を含む)。また、共通ポータルから電子申請が可能となるよう必要な措置を講じるべきである。加えて、景観対策などについては、事業者が申請前に対策方法等について検討できるように、予めガイドラインなどで具体的な対応方法を明らかにすべきである。</p> <p>※平成22年6月15日の「国民の声集中受付月間(第1回)」において、道路占用許可申請における同種の要望に対して、国土交通省からは「平成22年度に実施」との前向きな回答を受けている。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>環境大臣又は都道府県知事に対する各種行為許可申請手続きの様式は統一されている。また、景観対策についても許可の基準が定められていることから事業者が申請前に対策を検討することは可能となっている。したがって、既に措置済みである。</p> <p>ただし、電子申請については、希望者が少なく、また、添付図面(地形図等)のデータ量が多くなるなど、現有のシステムでは費用対効果が悪く、運用が難しい。</p> <p>標準処理期間については、規模の大小によって、それぞれ規定を設けており、規模の小さなものについては短期間に処理できるようにしている。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	-
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	上記のとおり、申請手続きの様式の統一及び許可基準の明定については、既に措置済みである。また、電子申請については上記のとおりニーズが低く、実現が困難である。標準処理期間については、地方事務所や都道府県の担当者会議等において申請の早期処理について周知徹底を図ってまいりたい。

<規制評価シート> (国土交通省作成)

【その他(IT) 4】

規制改革事項(事務局記載)		河川占用標識板の掲示義務の一部緩和等
規制の概要		<p>【概要】 通信事業者が橋の下等に管路を設け、その管路に光ファイバー等の通信ケーブルを敷設する場合等は、河川占用許可を受けなければならない。この河川占用にあたっては、事業者名、占用許可期間、連絡先などを記した標識板を、当該占用箇所の近くに掲示する義務がある。この標識板に占用許可期間を記すと、占用期間終了の都度、当該標識板を取り替える(書き換える)必要が生じる点が指摘されている。</p> <p>【根拠法令】 自然公園法</p>
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	河川局
	担当課・室名	水政課、河川環境課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	河川敷地占用許可準則第13
	目的	河川管理上必要があると認められる許可条件の付与
	対象	河川区域内の土地の占用をしようとする者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成11年8月5日
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	事業者の業務負担軽減の観点から、河川占用標識板には、占用期間を明記しなくても良いように要望する。また、可能であれば重要インフラのセキュリティ確保の観点から、標識板を掲示するのではなく、例えば、管路に事業者名及び連絡先のみを記した銘盤を取り付けることで代替可能となるように要望する。
	上記規制改革の方向性への考え方	占用許可条件として付している占用許可標識の明示すべき事項から、占用期間を削除する。併せて、表示方法についても、占用施設の形態に応じて表示方法の相談に応じることとする。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	措置内容を地方整備局等に周知する。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート>(国土交通省作成)

【その他(IT) 5】

規制改革事項(事務局記載)		道路拡張工事等に伴うケーブル移設工事費用の負担軽減措置
規制の概要		<p>【概要】 道路管理者(国側等)の事由により道路拡張工事などが行われる場合、道路管理者が、NTT東西や電力会社などの電柱管理者(管路管理者)に対して、電柱や管路、通信ケーブル等の移設依頼を行うが、当該移設費用は補償されている。他方、通信ケーブルの移設費用の補償は、電柱管理者(管路管理者)に限定されており、ケーブルテレビ会社などの電柱への共架事業者や管路の利用者に対しては補償されていないとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 道路法</p>
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	道路局
	担当課・室名	路政課道路利用調整室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法第71条第2項第1号 ・道路に関する工事に因り又は道路に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事で道路管理者が自ら行わないものの取扱いについて(昭和29年9月6日道発第257号)
	目的	—
	対象	道路法の道路
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	道路法(昭和27年6月10日法律第180号) 道路に関する工事に因り又は道路に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事で道路管理者が自ら行わないものの取扱いについて(昭和29年9月6日)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	ケーブルテレビ会社等の電柱への共架事業者や管路の利用者が、別ルートへ通信ケーブルを移設するために必要な工事費等についても、NTT東西や電力会社などの電柱管理者(管路管理者)と同等の扱いとすべきである(補償すべきである)。
	上記規制改革の方向性への考え方	
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>道路法第71条第2項第1号に規定する監督処分に伴う移設費用の道路管理者による負担については義務づけられていないが、占有者の損失が「社会通念上受忍の限度を越える」と判断される場合には、道路管理者において所要の費用を負担すると解されている。</p> <p>よって、電柱管理者(管路管理者)への補償については、一律に補償を行っているものではなく、個別具体的に補償すべきか否かを判断しており、共架事業者に対しても同様である。</p>

<規制評価シート>(国土交通省作成)

【その他(IT) 6】

規制改革事項(事務局記載)		共同溝利用時における本管区間以外の利用ルールの整備
規制の概要		<p>【概要】設置済みの共同溝に、事後に通信事業者が光ファイバー等の通信ケーブルを敷設するような際は、共同溝設置者に対して使用許可申請を行わなければならない。この事後入溝ルールに関しては「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」によってルール化されているが、当該ルールは、いわゆる本管区間に関する利用ルールに限定されているとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】電線共同溝の整備等に関する特別措置法</p>
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	道路局
	担当課・室名	路政課道路利用調整室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第11条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則第2条
	目的	—
	対象	電線共同溝
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則(平成7年6月21日建設省令第17号)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	当該ルール(「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」)は、いわゆる本管区間に関する利用ルールに限定されており、本管区間以外(枝管、引き込み管)の利用ルールについては明確化されていないことから、本管区間以外の事後入溝ルールも整備すべきである。 ※本管区間以外の事後入溝ルールがない故に、実態上、本管区間も使用できないとの指摘がある。
	上記規制改革の方向性への考え方	電線共同溝本体である連系管路及び引込管については、電線共同溝の整備等に関する特別措置法の規定に基づき、事後入溝の手続き等が行われている。 連系管路及び引込管と連続する連系設備及び引込設備については、当該電線共同溝が整備される道路の区域外に設置される電線管理者等の固有の施設であるため、事後入溝する通信事業者が、自ら当該施設を整備することとなる。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (総務省作成)

【その他(IT) 7】

規制改革事項(事務局記載)		公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドラインの見直し(1) ～電柱強度の見直し～
規制の概要		<p>【概要】 公益事業者(NTT東西、電力会社)の電柱及び管路を、通信事業者等が使用する際のルールは、「公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドライン」によって整理されているが、通信事業者等が公益事業者の電柱を借用し、光ファイバー等の通信ケーブルを敷設しようとした際に、電柱強度不足を理由に断られるケースが多く発生しているとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン</p>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局
	担当課・室名	電気通信事業部 事業政策課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」
	目的	電柱、管路、とう道、ずい道、鉄塔その他の認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線を設置するために使用することができる設備の所有者(設備保有者)が、認定電気通信事業者に設備の一部を提供する場合において、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取り扱い方法をとりまとめることにより、事業者の線路敷設等の円滑化を図り、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の設備等を推進する。
	対象	・設備保有者(電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者) ・認定電気通信事業者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成13年4月制定。制定以降、5回(①平成14年、②平成15年、③平成16年、④平成19年、⑤平成22年)にわたり改正を実施。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	当該課題につき、効率的な設備形成、費用負担の公平性、競争政策の観点などから、公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドラインの見直すべきである。 ※電柱強度が最小規格で設置されている点がネックとなっており、共架・添架を前提とした電柱強度の考え方に転換すべきである。 ※具体的には、今後、更新・新設される電柱のうち、共架が見込まれる都市部の電柱に限定して、電柱強度に余裕を持たせるべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	設備保有者は、通常、法令等で定める最小規格を一定程度上回る強度で電柱を設置しているものと承知しているほか、平成21年中の電柱利用の総申請件数718,264件のうち、提供不可となったものは、1,407件(0.2%)となっている状況にある。また、提供不可の理由が強度不足の場合であっても、事業者側からの依頼があれば、電柱の建て替えにより、対応が行われていると承知している。このような中、強度不足による拒否事案がどの程度存在するのか、ガイドラインの見直しを行った場合における効果がどの程度見込まれるのか、要望事業者から定量的な事実関係を詳細に把握することが必要である。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	上記要望事業者からの回答を踏まえ、ガイドラインの見直しの要否について検討を行う。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	同上

<規制評価シート> (総務省作成)

【その他(IT) 8】

規制改革事項(事務局記載)		公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドラインの見直し(2)～共架申請ルールの統一化・簡素化～
規制の概要		<p>【概要】 公益事業者(NTT東西、電力会社)の電柱及び管路を、通信事業者等が使用する際のルールは、「公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドライン」によって整理されている。通信事業者等が公益事業者の電柱を借用し、光ファイバー等の通信ケーブルを敷設しようとした際に、申請方法・申請様式がNTT東西及び電力会社(10社)で大きく異なり、また公益事業者の対応も異なっていることから、申請者側に負担が生じているとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン</p>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局
	担当課・室名	電気通信事業部 事業政策課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」
	目的	電柱、管路、とう道、ずい道、鉄塔その他の認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線を設置するために使用することができる設備の所有者(設備保有者)が、認定電気通信事業者に設備の一部を提供する場合において、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取り扱い方法をとりまとめることにより、事業者の線路敷設等の円滑化を図り、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の設備等を推進する。
	対象	・設備保有者(電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者) ・認定電気通信事業者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成13年4月制定。制定以降、5回(①平成14年、②平成15年、③平成16年、④平成19年、⑤平成22年)にわたり改正を実施。 第4次改正(平成19年)においては、「効率性の原則」(設備提供に係る手続きの簡素化・効率化に努める)及び定型・反復的な光引込線等に係る設備使用に関する手続の簡素化に関する規定を追加。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	当該課題につき、効率的な設備形成、費用負担の公平性、競争政策の観点などから、公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドラインの見直すべきである。 ※特にNTT東西の対応は、共架・添架申請を行う前に、「添架内諾許可申請」を行わねばならず、二重の手間隙となっており、これらを改善すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	ガイドラインにおいては、設備保有者として、電気通信事業者、電力事業者、鉄道事業者その他の公益事業者が対象とされているが、各々の事業内容は異なっており、例えば、設備の安全基準、施工方法に違いがあることから、申請者に求める情報は一定程度異なるものとする。その上で、どのような項目について統一化を行う必要があるのか、ガイドラインの見直しを行った場合に生じる効果などの程度見込まれるのか、要望事業者、設備保有者から事実関係について詳細に把握する必要がある。 なお、ガイドライン第1条第4項第4号においては、設備の提供に係る手続きの簡素化及び効率化に努めることと規定しており、一部の設備保有者においては既に申請方法を一部電子化するなど、申請者側の負担軽減の取組を行っている。また、添架内諾許可申請書は、添架申請者と土地管理者等との調整にあたって、添架申請者がNTT東西から添架の内諾を受けている証明として土地管理者等へ提出するため必要なものであり、NTT東西側が提出を求めているものではない。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	上記要望事業者からの回答を踏まえ、ガイドラインの見直しの要否について検討を行う。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	同上

<規制評価シート> (総務省作成)

【その他(IT) 9】

規制改革事項(事務局記載)	公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドラインの見直し(3)～建中期中日の明確化～	
規制の概要	<p>【概要】 公益事業者(NTT東西、電力会社)の電柱及び管路を、通信事業者等が使用する際のルールは、「公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドライン」によって整理されている。通信事業者等は公益事業者の電柱を借用し、光ファイバー等の通信ケーブルを敷設しているが、公益事業者側の事由により電柱等を建て替えるスケジュールが、共架事業者に直前まで通知されず、また、その建設期日も度々見直されることがあるとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン</p>	
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局
	担当課・室名	電気通信事業部 事業政策課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」
	目的	電柱、管路、とう道、ずい道、鉄塔その他の認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線を設置するために使用することができる設備の所有者(設備保有者)が、認定電気通信事業者に設備の一部を提供する場合において、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取り扱い方法をとりまとめることにより、事業者の線路敷設等の円滑化を図り、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の設備等を推進する。
	対象	・設備保有者(電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者) ・認定電気通信事業者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成13年4月制定。制定以降、5回(①平成14年、②平成15年、③平成16年、④平成19年、⑤平成22年)にわたり改正を実施。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>当該課題につき、効率的な設備形成、費用負担の公平性、競争政策の観点などから、公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドラインの見直すべきである。</p> <p>※事故等に伴う支障移転や急な地権者との調整の場合、建て替えスケジュールが直前まで判らないのは理解できるが、前もって判るケース(新設道路への電柱設置等)の場合は、できるだけ事前に建設工程を明らかにすべきである。また一部の電力会社とは個別協議にて、工程の共有化に向け調整が進んでおり、当該対応をNTTや他の電力会社にも求めるべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>ガイドライン第7条第1項において、現に提供している設備を撤去し、又は移転する必要が生じた場合の事前予告については、設備の提供に係る契約において明示するものと規定済みであり、これに基づき、設備保有者は、共架事業者側に通知を行った上、共架事業者・地権者等と具体的な日程の調整を行っている」と承知している。</p> <p>新規道路建設に当たっては、道路管理者から各電力事業者・電気通信事業者へ通知が行われており、本件は一義的には、道路管理者から通信事業者への通知の在り方の問題であると考え、道路管理者から個別に通知を受けた通信事業者が、当該情報を他の全ての通信事業者に一律に通知することは事実上困難であり、ガイドライン上で規定することは困難であると考え。</p> <p>なお、NTT東西が新規電柱を設置する場合には、事業者側から要請があれば、従前より当事者間で個別に調整が行われていると聞いており、ご指摘の事例がどのようなものであるか、要望事業者から事実関係について詳細に把握する必要がある。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	-
【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>本件は一義的には、道路管理者から通信事業者への通知の在り方の問題であると考え、道路管理者から個別に通知を受けた通信事業者が、当該情報を他の全ての通信事業者に一律に通知することは事実上困難であり、ガイドライン上で規定することは困難であると考え。</p>	

<規制評価シート> (総務省作成)

【その他(IT) 10】

規制改革事項(事務局記載)		光ファイバーケーブルの部分開放ルールの整備(引き込み区間の開放)
規制の概要		<p>【概要】 NTT東西などが保有する光ファイバーケーブルは、NTTの局舎～顧客(ビル等)の区間で、他の通信事業者に対しても開放(ダークファイバー方式、シェアドファイバー方式)されている。電柱の地中化エリアなど、新規に光ファイバー等の通信ケーブルを敷設することが困難な地点においては、NTT東西と一部の通信事業者の間では、電柱上で接続箱などによる、いわゆる“柱上渡し”による部分開放が実現しているが、当該開放ルールは、あくまで民民の契約となっている。</p> <p>【根拠法令】 電気通信事業法</p>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局
	担当課・室名	料金サービス課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電気通信事業法第33条第2項
	目的	不可欠設備である第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性を担保する。
	対象	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(NTT東西)
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・指定電気通信設備制度の創設(97年11月) ・加入光ファイバのアンバンドル(01年9月)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	電柱の地中化エリアなど、新規に光ファイバー等の通信ケーブルを敷設することが困難な地点において、電柱～顧客(ビル等)の引き込み区間の部分開放が可能となる用に、ガイドラインを整備するなど、ルール化を図るべきである。(民民契約ルールを公式な共通ルールとして、明確化すべきである。)
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>電柱の地中化エリアも含め、NTT東西に対しては第一種指定電気通信設備に係る規制として、加入光ファイバのアンバンドル義務が課されており、その料金及び提供条件についてはNTT東西の接続約款に記載されているところである。また、電柱から顧客(ビル等)のNTT東西の敷設する引込線と電柱上の接続箱等で接続する場合など新たな形態による接続要望については、接続事業者から具体的な要望があり技術的に可能な場合には、NTT東西に過度の経済的負担を与えることがないように留意しつつアンバンドルするという原則に基づき、判断することになる。</p> <p>なお、電線の地中化エリアにおいては、NTT東西以外の電気通信事業者等が顧客(ビル等)までの区間の光ファイバケーブルを敷設している場合も想定されるが、そのような場合には、まずは当事者間において協議を行うべきものと考えらる。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	NTT東西の加入光ファイバの利用に関する新たな接続の形態については、接続事業者から具体的な要望があり、技術的に可能な場合には、NTT東西に過度の経済的負担を与えることがないように留意しつつアンバンドルするという原則に基づき、判断することになる。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (総務省作成)

【その他(IT) 11】

規制改革事項(事務局記載)		有線電気通信法における設置手続きの簡素化・電子化
規制の概要		<p>【概要】 有線電気通信設備を設置しようとするものは、設置工事の開始の2週間前までに届出をする必要があるが、電気通信事業者や公益事業者以外の民間ユーザーの”私的な有線通信”に対して、当該手続きが煩雑であるとの指摘がある。(電気通信事業者の他、電気事業者や鉄道事業者などの特定の公益事業者が通信ケーブルを敷設し、自ら使用するものは届出不要となっている。)</p> <p>【根拠法令】 有線電気通信法</p>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局
	担当課・室名	事業政策課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	有線電気通信法第3条
	目的	技術基準に適合しない有線電気通信設備が設置され、人体や物件に危害や損傷を与えることを未然に防止するため、事前届出としているもの。
	対象	有線電気通信設備を設置しようとする者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和28年制定
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	特行政手続きの簡素化の観点から、事前届出制を事後届出とし、また、工事の都度(設備の変更の都度)に提出するのではなく、年1回程度に集約して提出可能とすべきである。また、電子申請が可能となるよう対応すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>技術基準に適合しない有線電気通信設備が無秩序に設置された場合、近接する他の有線電気通信設備に妨害を与えて他人の通信を妨害したり、電線との接触などにより強電流が流れ配線工事を行っている人が感電したり、道路上に高架した有線電気通信設備への車両等の接触により電柱などの支持物が倒壊する危険性があるなど、人体や物件に危害や損傷を与えるおそれがある。</p> <p>このような危害や損傷の発生を未然に防止する観点から、有線電気通信設備の設置届出は、引き続き事前に行うことが必要と考える。</p> <p>また、電子申請については、平成14年度の受付開始以来、利用が進まなかったこと等から、今年3月末の総務省電子申請・届出システムの廃止時に受付を停止したところであるため、電子申請への対応については、今後の利用要望の動向や費用対効果等を踏まえ検討することが必要と考える。</p> <p>なお、設置者が十分な技術的知識を有し、自立的に技術基準適合性が確保されると考えられる場合(電気事業者の業務用設備等)等は、届出不要としている。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	有線電気通信設備の設置届出を事後届出にした場合、事前に技術基準への適合を確認できないため、近接する他の有線電気通信設備等に妨害を与えること等により、人体や物件に危害や損傷を与えるおそれが生じる。また、電子申請については、今後の利用要望の動向等を踏まえないと、コスト負担が生じる一方、利用が進まないおそれがある。

<規制評価シート> (経済産業省作成)

【その他(IT) 12】

規制改革事項(事務局記載)		有線電気通信法における卸供給事業者の扱いの改善について
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】 有線電気通信設備を設置しようとするものは、設置工事の開始の2週間前までに届出をする必要があるが、電気通信事業者の他、電気事業者や鉄道事業者などの特定の公益事業者が、自らケーブルを敷設し、自ら使用するものは届出不要となっている。これまで、卸電気事業者は電気事業法上の「電気事業者」の扱いであったが、平成22年4月より発電規模が200万kW以下の卸電気事業者は、卸供給事業者として自家発電事業者と同じ扱いになった。(非電気事業者扱い。みなし卸電気事業者としての位置づけが平成22年3月に終了している。) このことにより、卸供給事業者(従前の卸電気事業者(200万kW以下))の有線電気通信設備(共同設置や相互接続以外の自社設備・自社使用のもの)は、電気設備の技術基準に規定される電力保安用通信設備の対象外になるのではないかとの見解があり、その場合、有線電気通信法上の設置届出の対象外から届出の対象となってしまうことで、多数の届出を提出する等、事業者側に大きな負担が生じる懸念がある。</p> <p>【根拠法令】 電気事業法 (有線電気通信法)</p>
所管省庁	担当府省	経済産業省
	担当局名	原子力安全・保安院
	担当課・室名	電力安全課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電気事業法第39条第1項 電気設備に関する技術基準を定める省令第50条 電気設備の技術基準の解釈(電力安全課文書)第153条～第155条
	目的	事業用電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る。
	対象	電力保安通信設備の設置者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成9年に制定、平成12年に一部改正
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	卸供給事業者(従前の卸電気事業者(200万kW以下))の有線電気通信設備(共同設置や相互接続以外の自社設備・自社使用のもの)は、電気設備の技術基準第50条に規定する「電力保安用通信設備」に該当するのであれば、有線電気通信法の届出の適用除外になると認識するが、電技50条の電力保安用通信設備に該当するか否かの解釈について明らかにすべきである。(※PPS向けに発電した電気を卸売りしている卸供給事業者の有線電気通信設備も電技50条の電力保安用通信設備に該当するのか、明らかにすべき。) その上で、卸供給事業者(従前の卸電気事業者(200万kW以下))の有線電気通信設備(共同設置や相互接続以外の自社設備・自社使用のもの)に関しては、電力保安用通信設備ではないとの見解であれば、これまでの取り扱いの継続性の観点から、有線電気通信法上の届出の適用除外(対象外)とすべく、電気設備の技術基準の見直しなど、当該事態の改善を図るべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	電力保安用通信設備(電力保安通信用電話設備)について、電気設備に関する技術基準を定める省令第50条の規定により設置すべきか否かについては、一般電気事業に係る電気の供給に対する著しい支障を防ぎ、かつ、保安を確保するために必要なものの相互間に、施設することを求めているもの。このため、設置する者の事業態様にかかわらず、この要件に該当する場合は電力保安用通信設備の施設義務を生じる。その具体例については、電気設備の技術基準の解釈において定めており、現行制度で対応可能。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート> (総務省作成)

【その他(IT) 13】

規制改革事項(事務局記載)		電気通信分野におけるユニバーサルサービスの考え方の基本的転換
規制の概要		<p>【概要】 基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度は、現在、電気通信事業法に基づき「加入電話」「公衆電話」「緊急通報」が対象として位置づけられており、電気通信事業者にその提供義務が課せられているとともに、これを全国あまねく提供している事業者(NTT東西)に対して基金による支援を実施している。今後、IP電話の加入者が大幅に増加する一方で、加入電話の加入者数が減少する等、交換網からIP網への大転換が進むことが予想され、また、光ファイバーの整備促進に伴う将来的なメタルケーブルの撤去も、今後全国規模で発生する等の諸課題が顕在化し、現行のユニバーサルサービス制度を見直す必要があるのではないかと指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 電気通信事業法</p>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局
	担当課・室名	料金サービス課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	<p>◎電気通信事業法第7条、第106条～第116条</p> <p>◎電気通信事業法施行規則第14条</p> <p>◎基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則</p>
	目的	ユニバーサルサービス制度とは、国民生活に不可欠な通信サービスであるユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)のあまねく日本全国における提供を確保するための制度であり、電気通信市場における競争の進展によりNTT東西の費用負担のみによってはユニバーサルサービスの提供の確保が困難となるおそれがある状況を踏まえ、NTT東西以外の電気通信事業者についても応分の負担を求める制度。
	対象	<p>①加入電話</p> <p>②公衆電話</p> <p>③緊急通報</p>
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	<p>・制度の制定時期・・・平成13年6月公布(平成14年6月施行)</p> <p>【主な改正経緯】</p> <p>・補てん対象額の算定方式見直し・・・平成18年3月、平成19年9月、平成21年5月</p>
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>このような状況を踏まえて、IP化等に対応したユニバーサルサービス制度の考え方の基本的転換についての検討を進め、早期対応(現行のユニバーサルサービス制度の基本的転換)を図るべきである。</p> <p>※総務省における「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」の検討・結論を踏まえ、早期の制度措置を図るべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>ユニバーサルサービス制度の見直しに関しては、「光の道」構想の検討を受け、本年7月27日に、情報通信審議会に対し、「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」について諮問しているところ。本年10月26日に公表された同審議会の答申案では、光ファイバーを中心とする技術への円滑な移行を図る観点から、加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象とすることなどについて、ユニバーサルサービス制度の見直しが提言されているところ(なお、同答申は、パブリックコメントの結果等を踏まえ、本年12月中に取りまとめられる見込み)。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<p>情報通信審議会の答申を踏まえ、速やかに関係省令(電気通信事業法施行規則等)の改正を行い、来年度から新たな制度を施行する予定。</p>
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート> (総務省作成)

【その他(IT) 14】

規制改革事項(事務局記載)		IP電話の品質基準の見直し
規制の概要		<p>【概要】 IP電話のうち、0AB～Jの電話番号の付与を求める際は、アナログ固定電話と同等の総合音声伝送品質及び遅延時間とするよう規定されている。(IP電話のうち、上記品質を必要としないものについては、050の電話番号が付与されている。) 事業者によっては、この品質基準を維持するための設備投資が負担であることから、0AB～JのIP電話に関しては、携帯電話相当もしくは050番号相当に品質基準の緩和すべきとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 電気通信事業法</p>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局電気通信事業部
	担当課・室名	電気通信技術システム課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電気通信事業法 第41条第1項 事業用電気通信設備規則 第35条の11、第36条の5 昭和60年郵政省告示第228号(事業用電気通信設備規則第16条第3項等の規定に基づく事業用電気通信設備規則の細目) 第5条
	目的	IP電話のうち、従来からのアナログ電話と同じ形式の電話番号(0AB～J)を使用するものについて、通話品質をアナログ電話と同程度に保つことにより、利用者が安心して電話サービスを利用できるようにするため
	対象	アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成14年総務省令第70号により、IP電話の総合品質に係る規定を制定。 平成19年総務省令第141号により、IP電話のうち0AB～J番号を使用しないものについて規制緩和。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	通信ネットワークが電話交換機(交換網)からルーター(IP網)に大きく変わりつつある中で、従前の交換網の品質基準を今後ともそのまま維持し続けるのではなく、将来のIP網の普及を前提とした新たな品質基準の在り方(品質基準の緩和)について早急に検討を開始すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>利用者保護の観点から、アナログ電話と同じ形式の電話番号(0AB～J)を使用するIP電話の品質基準は、従来からのアナログ電話と同様の通話音声の品質を確保するために定めている。</p> <p>0AB～J番号を使用する光IP電話は、現在、ユニバーサルサービスの対象に追加することが検討されているものであり、今後の高齢化社会の急速な進展(2025年の65才以上の老年人口指数の予測は48%)を考えれば、高齢者を含めて誰にでも聞こえやすい通話品質の確保が不可欠であり、通信ネットワークがIP網に変わっても品質基準の引き下げは行うべきでない。</p> <p>なお、現状においても、0AB～J番号ではなく050番号を使用するIP電話については品質基準を緩和しており、提供するサービスの品質により通信事業者が使用する番号を選択可能となっている。</p> <p>また、携帯電話については、電波の伝搬状態に応じて通話品質が影響を受け、画一的に基準を定めることは適当でないため、携帯電話事業者が自ら基準を定め、総務大臣に届け出ることになっており、携帯電話と同列に扱うことはできない。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>社会の急速な高齢化や独居高齢者の増加が進む一方で、アナログ電話からIP電話への移行が進展しており、IP電話全体の品質基準を下げると警察や消防への緊急通報も含めて高齢者が通話音声を聴き取りにくいなどの支障が生じかねず、社会問題となることが懸念される。(民間のアンケート調査結果では、65才以上の高齢者の41.9%が「電話の受話器から出る相手の声」が聞こえにくいと感じているとの結果もあり)</p> <p>また、現在、アナログ電話を使用している加入者は、同様の品質を求めて0AB～J番号のIP電話に移行すると考えられ、そのような中で品質が低下すると高齢者を含め、混乱が生じる恐れが高い。</p> <p>したがって、将来的にはアナログ電話という選択肢がなくなる中で、0AB～J番号を使用するIP電話の品質基準を下げることは不適當である。</p>

<規制評価シート> (総務省作成)

【その他(IT) 15】

規制改革事項(事務局記載)		固定電話における番号提供条件(方形区画)の見直し
規制の概要		<p>【概要】 固定電話における電話番号の割り振り(0AB～Jの提供条件)として、固定系伝送路設備(交換機など)を584の方形区画ごとに設置することとされているが、584の方形区画ごとに固定系伝送路設備を設置することは、通信事業者側にとって大きな負担となっているとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 電気通信番号規則</p>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局電気通信事業部
	担当課・室名	電気通信技術システム課番号企画室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電気通信番号規則の細目を定めた件(平成九年郵政省告示第574号)第1条及び別表第1号
	目的	本告示は、「市外局番-市内局番-加入者番号」の番号体系が従来よりNTTが固定電話等の番号体系として使用され、固定電話の番号として国民に広く定着してきたことを受け、同番号体系を全事業者が共通して利用されるようにするため、地域毎に一定の市外局番(番号区画)を規定している。これにより、利用者においては、固定電話番号による地理的識別や、市内通話料金の範囲(NTT東西の単位料金区域)といった料金識別が確保されている。 また、本告示の注において、様々なネットワークにおける番号利用を明確化するため、当該番号区画に含まれる箇所を規定している。
	対象	固定電話番号(固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号:0AB～J番号)
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成9年11月制定 (市町村合併等に伴う市外局番号統一等に応じて随時改正)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	電話交換機(交換網)からルーター(IP網)に通信ネットワークが大きく変わりつつある中で、従前の交換網を前提とした区画をそのまま維持し続けるのではなく、将来のIP網の普及を前提として、区画の段階的集約を進めるべく、早急に検討を開始すべきである。 ※市外局番の入れ替えが発生すると、特にユーザー側に大きな負担が発生するが、市内局番レベルであれば段階的に方形区画を統合できるのではないかと。
	上記規制改革の方向性への考え方	現行制度においては、0AB～J番号の指定にあたっては、固定伝送路設備が設置される番号区画毎に交換設備を設置することを要件としていない。(例えば、東京の番号区画の一つにのみ交換設備を設置する場合であっても、当該番号区画以外の番号を指定することが可能。)
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	現行制度で対応可能
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	なし

<規制評価シート> (総務省作成)

【その他(IT) 16】

規制改革事項(事務局記載)		市町村合併に伴う市外局番の統合要件の見直し
規制の概要		<p>【概要】 市町村合併において、市外局番の違う市町村同士が合併した場合、一つの市町村に複数の市外局番が並存する形になる。この市外局番の並存状態を維持した場合、同一市町村内の通話に際し、市外電話をかけることとなり、電話料金が高くなってしまいう問題が発生する。この問題を改善するために、一つの市外局番に統合しようとする、①市町村長名の要望書、②市外局番変更地域の住民の同意書(町内会単位、商工会単位)を、総務省及びNTT東西に対して提出することや、総務省による国民への意見招請等が統合要件となっており、実態上、円滑かつ早期に統合できないという問題が指摘されている。(山口県のあるケースでは数年かかったとの指摘がある。)</p> <p>【根拠法令】 電気通信番号規則</p>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局電気通信事業部
	担当課・室名	電気通信技術システム課番号企画室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電気通信事業法第50条第2項第3号及び第4号に基づく運用 (各地方総合通信局等あて事務連絡)
	目的	市町村合併に伴う市外局番の統合において、関係住民の方々に現在ご利用中の電話番号の変更が生じることによって、関係者へ変更後の番号周知作業や広告・看板等の電話番号の変更作業等の不利益が発生することをできるだけ最小化するため。
	対象	固定電話番号(固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号:0AB～J番号)
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	電気通信事業法:平成9年11月追加(第50条の改正経緯なし) 事務連絡:平成16年7月発出
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	電話番号の統合要件における同意書(町内会単位、商工会単位)の提出等は廃止し、行政長(市町村長)の要望書のみで統合可能とすべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	市町村合併に伴う市外局番の統合については、上述のように関係住民に対する不利益が生じることから、①総務省主導で当該統合を実施すること、②関係住民の明確な同意が確認できないまま当該統合を実施することは、利用者保護の観点から適当ではない。 よって、市町村合併に伴う市外局番の統合については、当該自治体において、関係住民の方々に対し上述の不利益を含め十分な説明を行い合意を得た状態で実施することが必要不可欠であることから、当該状態が確認できる書類として、①当該自治体の長からの関係住民の総意であることを記載した要望書、②関係住民からの同意書(関係住民から個別に合意を得ることは困難な面もあることから、当該自治体の商工会や自治会等の主要団体からの同意書をもって、関係住民からの同意書と見なしている。)の提出を行って頂くことが適当である。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	関係住民への十分な説明のないまま、または合意がない状態で市外局番の統合が実施された場合には、住民に生じる不利益が大きくなる可能性がある。

<規制評価シート> (総務省作成)

【その他(IT) 17】

規制改革事項(事務局記載)		無線IP電話への電話番号付与の実現
規制の概要		<p>【概要】現在の電話番号は、固定電話、携帯電話、有線のIP電話に割り振られているが、無線のIP電話には割り振られていない。</p> <p>【根拠法令】電気通信番号規則</p>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局電気通信事業部
	担当課・室名	電気通信技術システム課番号企画室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電気通信番号規則第10条2項及び別表第2の12
	目的	IPを使用してパケット交換網に接続することにより提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号として、050で始まる電話番号を定め、当該番号の指定を受けるための要件(呼制御機能を有する設備を設置すること等)を規定しているもの。
	対象	IP電話番号(IPを使用してパケット交換網に接続することにより提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号:050で始まる番号)
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成14年9月追加 (改正経緯なし)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	今後、Wi-Max等の無線ブロードバンドが普及することが見込まれていることから、無線IP電話にも早期に電話番号を付与すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	現行制度に基づくIP電話番号の指定は、伝送路が有線か無線どうかを要件として行っていない。(総合品質等の一定の要件を満たしている場合、WiMAX等の無線ブロードバンドを利用した無線IP電話であっても、IP電話番号の指定が可能。)
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	現行制度で対応可能
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	なし

<規制評価シート> (総務省作成)

【その他(IT) 18】

規制改革事項(事務局記載)		携帯電話の番号要件に係るNTT東西との直接接続条件の見直し
規制の概要		<p>【概要】 携帯電話事業者が、携帯電話の番号(090、080)を取得する要件に、NTT東西の網との直接接続が電気通信番号規則により義務化されている。これにより、090、080の電話番号を取得する際に、携帯電話事業者側の設備負担が生じているとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 電気通信番号規則</p>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局電気通信事業部
	担当課・室名	電気通信技術システム課番号企画室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電気通信番号規則別表第2第7項の2
	目的	第一種指定電気通信設備との直接網間接続を要件とすることにより、共有の有限資源である電気通信番号を効率的に利用し、多くのユーザー間において安定的な通信サービスを実現することにより、携帯電話サービスの社会的信頼性を確保することを目的とする。
	対象	携帯電話番号(携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号:090又は080で始まる番号)
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成16年4月追加 (平成22年6月改正:緊急通報を要件化)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	音声品質や遅延時間といった品質が技術的に担保できるのであれば、NTT東西への直接接続だけではなく、他の電気通信事業者の網を介して網間信号接続ができるように、電話番号通信規則を見直すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との接続を行った場合においても、共有の有限資源である電気通信番号を効率的に利用可能であることや、緊急通報の取扱いを始め多くのユーザー間で安定的な通信サービスを提供するためのネットワークの品質や信頼性の確保が技術的に担保可能であることについて調査を行う必要がある。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	関係事業者に対し上記調査を行い、他の電気通信事業者の網を介した網間信号接続の可否について判断する。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (総務省作成)

【その他(IT) 19】

規制改革事項(事務局記載)		無線局免許状の電子化
規制の概要		<p>【概要】 現在、無線局の免許状は、紙の形で各免許人に発行されている。また、無線局の期限が切れた場合、当該免許状は、総務省に返納する義務もある。このような中で、各携帯電話事業者は、1社あたり数万局もの携帯電話基地局を保有しており、紙の免許状を管理・保管すること(及び返納)が非常に大変であるとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 電波法</p>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局
	担当課・室名	電波政策課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電波法第14条、第21条、第24条、第27条の22、第27条の25、第27条の28、第116条
	目的	免許を与えたことを公に証明し、免許内容を表示する。
	対象	無線局の免許人又は登録人
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	制定時期:昭和25年12月 改正:平成5年4月 電波法の一部改正(免許状の記載事項の追加)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	希望する免許人には、無線局免許状を電子化して交付すべきである。また、電子交付された場合は、返納義務は不要とすべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	電子免許状の実現にあたっては、当該免許状が政府機関発行のものであること等を示す官職証明書の有効期間(3年)と無線局免許の有効期間(5年間)が異なること等により発生する課題等を解決する必要がある。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	現在、官職証明の有効期間は3年間となっており、無線局免許の有効期間(一般的に5年間)に満たないことから、無線局免許期間内に電子免許状の有効性確認ができなくなる等の問題がある。

<規制評価シート> (総務省作成)

【その他(IT) 20】

規制改革事項(事務局記載)		無線局の設置場所についての記載方法の簡素化
規制の概要		<p>【概要】 無線局を開局申請する際には、無線局の設置場所を示すため、住所及び緯度経度(何秒単位)を記載して申請する必要があるが、各総合通信局によっては、無線局設置場所の住所に「物件名」まで記載することが指導されている。このような場合、オーナー変更などによるビル名称の変更に伴い、その都度、無線局の変更申請を行わねばならず、当該事務手続きが非常に煩雑であるとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 電波法</p>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局
	担当課・室名	電波政策課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電波法第6条、無線局免許手続規則第4条、第25条の10
	目的	電波の公平かつ能率的な利用の確保
	対象	無線局の免許人又は登録人
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	制定時期:昭和25年12月
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	携帯電話事業者は、数万局もの基地局を保有していることから、このようなケースでの変更申請が頻発しており、このような状況を改善すべく、無線局の場所を特定出来ればよいとの基本原則に立ち返り、無線局の住所に物件名の記載の省略について、周知徹底すべきである。もしくは、物件名レベルでの住所変更に伴う変更申請の提出は不要である旨を明らかにすべきである(再免許申請時に修正すれば良い旨を明らかにすべきである)。
	上記規制改革の方向性への考え方	電波監理上必要な場合を除き、ビル名までの記載は不要と考える。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	電波監理上必要な場合を除き、無線局の設置場所の住所については、「物件名」までの記載を一律に求めることがないよう対応する。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート> (総務省作成)

【その他(IT) 21】

規制改革事項(事務局記載)		無線局の開局目的の簡素化
規制の概要		<p>【概要】 無線局の開局申請を行う際には、無線局の目的について総務省が設定した区分(138)と用途区分(301)から選択する必要がある。無線局の目的が非常に細かく設定されることで、事業やサービスを変更したい場合に、無線局の転用が容易にできないとの指摘がある。(無線局の転用(目的の変更)は電波法の所要の手続きを踏めば、法的には可能であることは理解するが、実際、同じ周波数を違う目的で継続使用することは簡単に認められないと指摘がある。) また、無線局の目的区分が細分化されていることで、電波の有効利用(電波再編)が進まないとの指摘もある。</p> <p>【根拠法令】 電波法</p>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局
	担当課・室名	電波政策課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電波法第16条の2、第17条、第52条 無線局免許手続規則別表第2号第1～第6・別表第2号の3第1及び別表第2号の3第3、 無線局免許手続規則別表第2号第1等の規定に基づく無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表(平成16年総務省告示第860号)
	目的	電波の公平かつ能率的な利用の確保
	対象	無線局の免許人又は登録人
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	制定時期:昭和25年12月 改正:平成17年5月 無線局免許手続規則の一部改正、関係告示の改正 (無線局の目的の整理・統合)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	申請業務の簡素化・効率化の観点や、電波の有効利用(電波再編)の観点から、過度な細分化を見直し、無線局の目的を、通信放送用、公共用、自営用、防災用、防衛用など、数区分に大括り化することについて早急に検討すべきである。 ※周波数再編のためには、有効活用されていない周波数帯域を段階的に統合し、空き周波数帯域を増やしていくプロセスが発生すると考えられるが、その際に、過度に細分化された現状の目的区分は、周波数再編の障害になるものと強く懸念される。 また、今後、電波オークションなどの市場原理を活用した方法で電波を取得した場合は、入札条件に合致した範囲での転用を認めるべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	電波の能率的な利用の観点から無線局の目的区分は一定程度必要と考えている。一方で、技術の進展により通信と放送の同一の無線局のニーズが想定されることを踏まえ、無線局の目的を柔軟に変更できるようにすること等を盛り込んだ改正法案を第176回国会へ提出したところ。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	今般、無線局の目的を柔軟に変更できるよう、通信・放送両用無線局の導入、無線局の目的の変更制度の導入等を盛り込んだ改正法案を第176回国会へ提出したところ。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート> (総務省作成)

【その他(IT) 22】

規制改革事項(事務局記載)		携帯電話エリア整備事業(伝送路)における各種申請手続きの簡素化
規制の概要		<p>【概要】 過疎地などにおける携帯電話のエリア整備事業は、補助金を申請する者(地方自治体及び携帯電話事業者)が、各種申請を総務省に対して行なっているところ。補助金申請業務という点と会計監査対応が必要である点等から当該申請書類提出の必要性は十分に理解するが、同じような添付書類の提出が求められるなど、申請者(地方自治体及び携帯電話事業者)の負担になっているとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 携帯電話エリア整備事業における各種申請手続き</p>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局
	担当課・室名	移動通信課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条1-五及び第14条 ・無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第11条及び第13条
	目的	携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。
	対象	携帯電話事業者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成17年11月25日
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	申請者(地方自治体及び携帯電話事業者)及び総務省側の業務量削減の観点から、必要最低限の申請書類で済むよう、提出書類の簡素化を図るべきである。具体的には、年度を跨ぐ事業になってしまった場合に(翌年度へ繰り越す場合が非常に多い)、事故報告書の他に事業未完了時の実績報告書を提出することになっているが、事故報告書を提出していることから、事業未完了時の実績報告書の提出については廃止すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>以下の理由により対応は困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故報告は年度途中で事故等により予定期間内に事業が完了しないことを報告するもので、この報告を元に年度内に、繰越又は交付決定等の取消等を実施するものである。実績報告は事業の終了後または年度終了後の4月30日までに事業の進捗状況等を報告し、その年度の額を確定するものであり、そもそも時期、目的、記載内容が違う。 ・本補助金は基本的に単年度で事業の終了するものであり、繰越を前提とするものではない。また、事故報告が提出されたとしても繰越できない場合もある。 ・上記については、本補助金に限らず全ての補助金において、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条及び第14条に基づき義務づけられており当補助金の要綱を変更するだけでは対応出来ない。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・当補助金の交付要綱だけでなく、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律の改正が必要と考えている。

<規制評価シート> (総務省作成)

【その他(IT) 23】

規制改革事項(事務局記載)		携帯電話の効率的エリア拡充に向けたネットワークシェアリングのためのルール整備
規制の概要		<p>【概要】 携帯事業者等が別の携帯電話事業者等の設備を借りて、ネットワークシェアリングやローミングをすることは制度化がなされておらず、民民の事業者間協議に委ねられている。(現在は、一部の新興の携帯電話事業者が全国ネットワークを整備するまでの立ち上がりの一時期に限定して、民民契約によりローミングが行われている状況。また報道によるとWi-Max事業者間のローミングが開始される予定。) このような中で、ネットワークシェアリングやローミングが、民民契約ではなかなか実現できないことから、過疎地等における消費者の事業者選択肢が限定されているとの指摘もある。また、携帯電話事業者等による重複した設備構築による経済効率性の課題が発生しているとの指摘もある。</p> <p>【根拠法令】 第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン</p>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局
	担当課・室名	料金サービス課(移動通信課)
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	なし
	目的	
	対象	
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	携帯電話における第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン等を見直し、必要な対価を事業者間で精算することにより、携帯事業者等間におけるネットワークシェアリングやローミングが円滑に実施できるように措置すべきである。具体的には、①過疎地におけるローミング、②新興事業者の立ち上がり期間のローミング等につき、民民契約ルールではなく、公式な共通ルール化を図るべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・移動通信事業は、有限希少な電波の割当を受けて行う事業であり、移動通信事業者には、割当を受けた電波を有効活用することが求められる。また、移動通信事業の場合、基地局を整備すればそのエリア内の個々の利用者向けに物理的な回線を敷設する必要がないため、固定通信事業と比べればネットワーク構築が一般的に容易であると考えられる。 ・したがって、移動通信事業者は、原則として自らネットワークを構築して事業展開を図ることが必要であり、ローミング等の実現は、公的ルールによって義務付け等されるのではなく、原則として事業者間協議に委ねられるべきと考えられる。 ・なお、事業者間協議により、移動通信事業者間でこれまでに複数のローミングが実現しており、また、事業者間協議において紛争が生じた場合、ローミング等を実現するための契約が電気通信事業法が定める類型(卸電気通信役務の提供に関する契約等)に該当するときは、従来から、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせんの申請等を行うことにより、その迅速な解決を図ることが可能となっている。 ・また、今臨時国会における電気通信事業法の改正により、基地局を設置する铁塔等の共用に関する協定についても、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせんの申請等を行うことが可能となったところ。 ・おつて、参考情報として、携帯電話エリア外の過疎地等において、自治体が携帯電話の基地局を整備する際、1社のみでなく複数者共同で整備する場合においても国からの補助金が交付されているところ。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・ローミング等の実現が公的ルールによって義務付け等された場合、各事業者が自ら構築したネットワークを用いてサービスを提供する「設備競争」の後退につながるおそれがある。

< 規制評価シート > (総務省作成)

[その他(IT) 24]

規制改革事項(事務局記載)		電波の医療機器への影響に関するガイドラインにおける携帯電話分類の明確化
規制の概要		<p>[概要] 我が国の医療現場では、強い電波を発生しないPHSの利用が推奨されているが、携帯電話の利用は推奨されていない。このような中で、第二世代携帯電話(普及率2%)は22cmまで近づける(最大干渉距離)と医療機器(ペースメーカー等)に影響を与えたとのデータはある一方で、現在、我が国で使用されている携帯電話の多くを占める第三世代携帯電話(普及率98%)は3cmまで近づけないと医療機器に影響を与えないとのデータがあるとの指摘がある。</p> <p>[根拠法令] 各種電波利用機器の電波が植え込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針</p>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	総合通信基盤局
	担当課・室名	電波環境課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) 告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針
	目的	電波利用機器の利用者、植込み型医療機器の装着者、双方の機器の製造業者等に対し、影響の発生・防止に関する情報共有、影響防止の努力を促すこと。
	対象	電波利用機器(携帯電話・PHS端末、ワイヤレスカードシステムなど)及び植込み型医療機器(植込み型ペースメーカ、植込み型除細動器)
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成17年8月策定。 以後毎年度調査を実施し必要に応じて改訂。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>総務省の指針では、第二世代・第三世代をひとまとめにして携帯電話は推奨できないとされているが、同指針を周波数及び通信方式別(世代別)に分類し、例えば「第二世代携帯電話は推奨できないが、第三世代携帯電話は推奨できる」といった形に切り分けて明らかにすべきである。</p> <p>・また、携帯電話の使用に関しては、ローリスクな待合室レベルでは使用してもよいといった形で、使用場所制限の緩和を国民に明らかにすべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>当該指針は、携帯電話端末及びPHS端末に関し、植込み型医療機器の装着部位から22cm程度以上離すこととし、植込み型医療機器の装着者及び携帯電話端末の利用者に対し、混雑した場所では十分に注意を払うことなどを促しているものであり、「医療現場における携帯電話の利用制限」を設けているものではない。</p> <p><参考> [総務省の指針]「各種電波利用機器の電波が植え込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」http://www.soumu.go.jp/main_content/000066025.pdf</p>
	[対応可能性のある場合]見直し予定及びその内容	-
	[対応困難とする場合]要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	第三世代携帯電話では、より短い距離でも影響が出ないという調査結果があるが、端末を世代別に区別することは外見上容易でないことから、安全性への慎重なる配慮から、指針ではそれらを分類することはしていない。今後、第二世代携帯電話サービスの提供状況等をみながら指針の見直しを行う考え。

<規制評価シート> (国土交通省作成)

【その他(IT) 25】

規制改革事項(事務局記載)		航空機内における携帯電話の利用制限の緩和
規制の概要		<p>【概要】 我が国では、航空法により、地上及び領空を含め航空機内での携帯電話の使用は全面的に禁止されている(地上待機時も機内での電源オンは禁止されている)が、安全性が確保できる範囲で、柔軟な使用を認めるべきとの指摘がある。また、技術的な安全性の問題と、機内における通話マナーの問題を混在化すべきではないとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 航空法</p>
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	航空局
	担当課・室名	航空安全推進課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	航空法(昭和27年法律第231号)第73条の3、第73条の4 航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第164条の15 航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示(平成15年10月10日国土交通省告示第1346号)
	目的	航空機の航行の安全のため。
	対象	機内において携帯電話を作動させようとする者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成15年:航空法改正により制定
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	海外の航空会社では機内での携帯電話の使用を認めているところもあり、我が国においても、安全性に係る技術的な実証を踏まえ、地上滞留時における携帯電話の使用に関し、当該規制を早期に見直すべきである。 ※飛行中の落雷にも耐えうる飛行機の電子機器類が、携帯電話の微弱な電波程度で障害を起こすとは考えにくいとの指摘もある。
	上記規制改革の方向性への考え方	安全性に係る技術的な検証や諸外国での規制のあり方を踏まえ、航空機の地上停止中における携帯電話の使用に関する規制を見直す。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	現在実施中の安全性に係る技術的な検証の結果、安全性に問題がないことが確認された場合には、告示を改正し、航空機の地上停止中であって、扉が開いている間(搭乗からドアクローズまで、ドアオープンから降機まで)については、携帯電話の使用を認める。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート> (総務省、国土交通省作成)

【その他(IT) 26】

規制改革事項(事務局記載)		航空機に搭載された無線装置の定期検査の簡素化
規制の概要		<p>【概要】 航空機に搭載された無線装置(航空機局)の実検査は、①当該部品を機体から取り外す必要のある「電気的特性の点検」と、②総合試験(飛行試験)にて構成されている。この①の検査は、電波法に基づき年1回必要であり、点検に伴う工期、輸送費及び委託費用等、大きな負担が生じているとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 電波法、航空法</p>
所管省庁	担当府省	総務省 及び 国土交通省
	担当局名	総合通信基盤局(総務省) 及び 航空局(国土交通省)
	担当課・室名	衛星移動通信課(総務省) 及び 航空機安全課(国土交通省)
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	無線局検査事務規程第18条(4) (別紙1 第5 4 (2) イ)
	目的	無線局の定期検査は、無線局の状態が、免許の際に受けた審査や検査のときの状態をその後持続させているかどうかを点検するために行うものである。
	対象	無線局の免許人
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	制定時期:平成13年
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>航空機の無線機器の信頼度は日々向上しており、②の総合試験(飛行試験)により信頼性管理が十分に可能であることを考慮し、また、事業者負担の軽減の観点から、①の検査に関して、何らかの簡素化の措置(定期検査内容の緩和、定期点検の延長措置等)を図るべきである。</p> <p>※例えば、電波法の規定する年1回の検査周期は、総務省通達で定められた基準(航空事業者が、自社所有の試験設備を使用して検査する作業体制が確立されている事等の一定条件)を満たせば、2年に1回の検査周期に変更できるとの指摘もあり、この基準(一定条件)を緩和することで、中小の航空事業者やグループ子会社でも2年に1回の検査周期とすべきである。</p> <p>また、当該方向性で制度改革を行った場合に、航空法上問題がない点を国土交通省は明らかにすべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>現行制度において措置済み。</p> <p>現状においても、無線局検査事務規定により、航空機局の免許人における無線設備の保守、整備体制が、「無線設備の整備規程を制定していること」等の条件を満たしている場合等の一定の条件を満たせば、中小の航空事業者等でも、電気的特性の点検は無線設備の種別ごとにその二分の一の装置について省略できることとされている。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート> (総務省、国土交通省作成)

【その他(IT) 27】

規制改革事項(事務局記載)		航空機に搭載された無線装置の他社との貸借について
規制の概要		<p>【概要】 航空機に搭載された無線装置(航空機局)は、申請者(免許人)ごとに、「無線局事項書及び工事設計書」にて、装置の型式や製造番号などを総務省に事前に報告し、これが認可される形となっている。無線装置が免許人(個人)ごとに紐付く形で認可されていることで、無線装置の障害発生時などに、無線装置及びその部品(予備品)などを、他社から融通(貸し借り)してもらえないといった問題が指摘されている。なお、自社で全ての無線装置及びその部品をストックしておくことも高コストとなるとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 電波法、航空法</p>
所管省庁	担当府省	総務省 及び 国土交通省
	担当局名	総合通信基盤局(総務省) 及び 航空局(国土交通省)
	担当課・室名	衛星移動通信課(総務省) 及び 航空機安全課(国土交通省)
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	電波法施行規則第10条(別表第1号の3)
	目的	工事設計の変更内容が軽微な場合について、許可を要しない等の緩和策を設定している。
	対象	無線局の免許人
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	制定時期:昭和28年 改正:平成10年
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	無線局の認可が事前審査制をとる以上、形式上、修理を行ったら無線局変更申請を行い、許可が得られるまで電波を出すこと(使用すること)が出来ない。実際の運用では、無線装置が壊れた場合、直ちに無線装置及びその部品を交換して修理し、サービス停止を可能な限り短くする必要がある。このような観点から、障害発生時など緊急対応が必要な際に限定し、他社との無線装置及びその部品の融通を可能とすべく、事後的な変更申請(報告)で済むよう、制度の柔軟化を図るべきである。 また、当該方向性で制度改革を行った場合に、航空法上問題がない点を国土交通省は明らかにすべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	現行制度において措置済み。 電波法施行規則別表第1号の3(第10条関係)において、許可を要しない工事設計の軽微な事項が述べられており、この範囲内であれば無線設備の工事設計は変更の許可を要さない。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート> (国土交通省作成)

【その他(IT) 28】

		船級協会が交付する条約証書の裏書業務の追加
規制の概要		<p>【概要】 船級協会は、船舶の年次検査の際に、貨物船安全構造証書及び貨物船安全設備証書を国土交通省の代わりに裏書(承認)することができるが、「貨物船安全無線証書」への裏書は認められていないとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令</p>
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	海事局
	担当課・室名	検査測度課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	船舶安全法第8条、第29条の3 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令(以下、「証書省令」)第12条
	目的	船舶の堪航性及び人命の安全に関する条約の施行
	対象	日本船舶
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	<p>【制定時期】 昭和8年</p> <p>【主な改正経緯】</p> <p>・昭和60年の船舶安全法改正(同法第2条第1項に掲げる事項及び満載喫水線に係る船級協会による検査のみなし範囲の指定を省令へ委任)以降、船級協会による検査のみなし範囲を順次拡大。(結果、平成12年以降、同法第2条第1項に掲げる事項については、全ての事項(旅客船及び危険物運搬船に係る一部の検査を除く)が船級協会による検査のみなし対象となる。)</p>
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	総務省の指定する検査機関が検査し、安全性を認めた無線機(船舶に設置するもの)に関する「貨物船安全無線証書」は、国土交通省が裏書するだけでなく、船級協会でも裏書できるように要望する。
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>●船舶の年次検査の際の貨物船安全無線証書の裏書については、現在、証書の写しによる申請受理及び裏書シールの交付により、当該裏書に伴う運航スケジュールへの影響が生じないよう配慮しているところ。</p> <p>●他方、船舶安全法に基づき、国土交通大臣の登録を受けた船級協会の検査を受け船級登録された船舶(旅客船を除く)については、その船級を有する間、法令で定める所要施設等(船舶安全法第2条第1項に掲げる事項及び満載喫水線)について、国による検査を受けこれに合格したものとみなしている。</p> <p>●また、船級協会の検査に合格した際には、船級協会が関連する条約証書に検査合格の旨を裏書きすることができる。</p> <p>●貨物船安全無線証書の交付のために必要な無線設備(船舶安全法第4条第1項に掲げる設備)の検査については、当該みなしの対象となっていない。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	●無線設備に係る関係法制の整備等が整い次第、国際的な動向等を考慮しつつ、将来的な課題として、船級協会による検査のみなし範囲の拡大について検討を進める。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート>(国土交通省作成)

【その他(IT) 29】

規制改革事項(事務局記載)		船員無線資格に関する更新手続きの簡素化
規制の概要		<p>【概要】 我が国では、無線通信を行う船員は、総務省所管である第三級海上無線通信(三海通)を取得後に、国土交通省所管の第三級海技士電子通信(三電通)を取得することとなっている。このような中で、三海通の内容と三電通の内容に殆ど差異が無く、同じような資格を二重に取ることは負担であるとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】 船舶職員および小型船舶操縦者法</p>
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	海事局
	担当課・室名	海技課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二
	目的	深刻な海難を機に締結された国際条約に従い、国土交通大臣が、5年毎に、身体適性並びに最新の知識及び能力を備えていることを確認した者に限り、海技免状の有効期間を更新することで、船舶の航行の安全を確保し、人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護を図るもの。
	対象	海技士
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成 3年 制度の制定 平成15年 同等業務経験認定の導入(下記のとおり)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	総務省の三海通が生涯有効であるのに対し、国土交通省の三電通は5年ごとの更新(能力確認等)が求められている。両資格の二重構造を是正すべく、国土交通省の三電通の資格の更新の際は、船員履歴確認のみとするなど、更新手続きの簡素化を図るべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	電波法に定める三海通は、電波の公平且つ能率的な利用を確保する観点から設けられているものであり、その取得に当たって必要な知識及び技能は、無線工学、電気通信術等の無線設備の操作に関するもののみである。しかし、船舶の航行の安全を図るためには、通信長に、単に無線設備の操作に関する知識及び能力のみならず、海事法令、気象・海象等の海上における専門的な通信内容を理解できる知識及び能力が不可欠であることから、通信長に関して、STCW条約に基づき、三電通の資格を設けている。この三電通の資格の更新に当たっては、その有効期間の満了日前5年以内に、GMDSS無線設備を施設する船舶に航海士等として1年以上乗り組んだ者は、当該船員としての乗船履歴が確認できれば、通信長としての乗船履歴の確認や更新講習の受講を要しないこととして、既に手続きを簡素化している。従って、本要望に対しては、既に措置済みである。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (文部科学省作成)

【その他(IT) 30】

規制改革事項(事務局記載)		学術用途における著作物のフェアユースの導入
規制の概要		【概要】 著作物を利用するためには、著作権者(もしくは代理者)の承諾を得た上で、それに関する対価を払わねばならない。
所管省庁	担当府省	文部科学省
	担当局名	文化庁長官官房
	担当課・室名	著作権課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	—
	目的	
	対象	
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	学術用途に関しては、何らかの機関への簡単な申請で著作物を使用できるよう、著作権法を見直すべき、もしくは著作権法の適用除外とすべきである。また、費用負担に関しても、あくまで学術用途であることを考慮し、相応な利用負担額とすべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	○ 著作物の利用に当たっては、著作権法の個別権利制限規定が適用される場合を除いて、著作権者から許諾を得る必要がある。許諾の際に著作権者に対する対価の支払いが必要か否かについては、当該許諾に係る著作権者の判断によるものであり、著作物の利用に対して必ず対価の支払いを必要とする制度とはなっておらず、したがって、「規制の概要」にある記述の内容は事実誤認である。 ○ また、「規制改革の方向性」に記載されている記述については、例えば、「学術用途」が具体的に何を指しているのかといった点などその内容が不明確である「考え方」についてお答えすることはできない。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート> (警察庁作成)

【その他(IT) 31】

規制改革事項(事務局記載)		自動車関連情報のIT化
規制の概要		<p>【概要】 自動車の製造、販売、登録、保守等に関わる諸情報は複数機関に散在しており、一元管理されていない。 具体的には、自動車の検査登録情報は、国土交通省により、公益性の業務および本人の同意がある場合に限り、利用者に提供している状況。また、事故情報は、警察庁が管理しているものの、車体番号まで管理していないため、車体番号毎に事故履歴が把握できていない状況となっている。</p> <p>【根拠法令】 道路運送車両法</p>
所管省庁	担当府省	警察庁
	担当局名	交通局
	担当課・室名	交通企画課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	-
	目的	
	対象	
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>中古車の取引において、適正な評価・購入を行い、安全性を確保出来るよう、各車両の過去のオーナー数、オーナーごとの所有期間、年間走行距離、走行距離、過去の事故情報などを一元管理・公開可能と出来るよう国土交通省と警察庁の連携を図りながら所要の措置を早急に講じるべきである。 具体的には、検査登録情報について、個人情報情報を匿名化し、自動車の諸情報(製造、販売、登録など)を管理可能な形とすべきである。また、事故情報については、車体番号もあわせて収集し事故履歴が把握できる仕組みを構築するとともに、車体番号によって自動車の諸情報および事故履歴を検索できるように公開を行う仕組みを整備すべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>個々の車両の過去の事故情報は交通安全に直接関わるものとは考えられず、必ずしも警察が交通の安全と円滑の確保という観点等から当該情報の収集を行う必要性があるとはいえないことから、本件提案に関し警察において車体番号を収集すべきとは考えづらい。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	-
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	-

<規制評価シート> (国土交通省作成)

【その他(IT) 31】

規制改革事項(事務局記載)		自動車関連情報のIT化
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】 自動車の製造、販売、登録、保守等に関わる諸情報は複数機関に散在しており、一元管理されていない。 具体的には、自動車の検査登録情報は、国土交通省により、公益性の業務および本人の同意がある場合に限り、利用者に提供している状況。また、事故情報は、警察庁が管理しているものの、車台番号まで管理していないため、車台番号毎に事故履歴が把握できていない状況となっている。</p> <p>【根拠法令】 道路運送車両法 道路交通法</p>
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	自動車交通局技術安全部
	担当課・室名	自動車情報課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	道路運送車両法第22条第3項
	目的	自動車の登録情報(登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている情報)の電子的提供
	対象	道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)の登録情報
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成18年5月法改正、平成19年11月施行、平成20年4月提供開始
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>中古車の取引において、適正な評価・購入を行い、安全性を確保出来るよう、各車両の過去のオーナー数、オーナーごとの所有期間、年間走行距離、走行距離、過去の事故情報などを一元管理・公開可能と出来るよう国土交通省と警察庁の連携を図りながら所要の措置を早急に講じるべきである。</p> <p>具体的には、検査登録情報について、個人情報等を匿名化し、自動車の諸情報(製造、販売、登録など)を管理可能な形とすべきである。また、事故情報については、車台番号もあわせて収集し事故履歴が把握できる仕組みを構築するとともに、車台番号によって自動車の諸情報および事故履歴を検索できるように公開を行う仕組みを整備すべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	道路運送車両法の目的達成に必要な事項を自動車の登録情報として保有している。また、その目的達成に必要な範囲で、個人情報保護に留意しながら登録を受けた登録情報提供機関を通じて情報の提供を行っているところ。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	国土交通省が保有している情報については、上述のとおり既に情報提供のしくみが存在している。 (ご参考) https://www.e-airis.jp/teikyou/TeikyouServlet?_next=FA0101&_route=FA01

<規制評価シート> (国土交通省作成)

【その他(IT) 32】

規制改革事項(事務局記載)		ITの活用による都市開発のワンストップ化
規制の概要		<p>【概要】 公的空間の管理運営やエリアマネジメント活動において、警察署、道路管理者など複数の行政機関毎に個別の手続き、調整が必要とされ、多くの時間とコストがかかっている。</p> <p>【根拠法令】 都市再生特別措置法</p>
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	都市・地域整備局
	担当課・室名	都市・地域政策課 まちづくり推進課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	
	目的	
	対象	
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	都市計画上の規制等の行政の許認可が必要な事項をワンストップで電子申請できるように、関係行政機関、民間事業者等が関係者が参加する協議会(市町村都市再生整備協議会のメンバーの拡充など)を組織し、そこで審査、確認された都市計画、管理運営方針等については行政手続の簡素化、省略が図られるよう、関係機関と連携の上、国土交通省において検討を行い、所要の措置を早急に講じるべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	ご指摘の公的空間の管理運営やエリアマネジメント活動に係る行政の許認可が具体的に何を指しているか分かりかねるが、都市局にて所管する公的空間の管理運営やエリアマネジメント活動に係る許認可権限と考えられる許認可の多くは、地方公共団体の長が許認可権者となっており、電子申請等への対応は地方公共団体の判断によるものとなる。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	現行制度は、ワンストップ化の実施を妨げるものではないと考える。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

< 規制評価シート > (消費者庁作成)

[その他(IT) 中期的検討項目]

規制改革事項(事務局記載)		センシング情報の利活用のための個人情報保護の緩和
規制の概要		<p>【概要】 事業者が個人情報を取得し利用する際には、その個人に対して事前に承諾を受ける必要がある。</p> <p>【根拠法令】 個人情報保護法</p>
所管省庁	担当府省	消費者庁
	担当局名	
	担当課・室名	企画課個人情報保護推進室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) 告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」又は「法」という。)においては、個人情報取扱事業者が個人情報を取得し利用する際、当該個人情報の利用目的の特定(法15条)や利用目的の通知等(法18条)を行う義務はあるものの、取得に際して事前に本人の承諾を必要とする規制は存在しない。
	目的	-
	対象	-
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	-
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	センシング(カメラやセンサー等)によって、公共の場所で様々な情報収集を行う際には、情報収集内容に個人情報に係る事項が含まれたとしても、事前承認を行うこと自体が困難であり、得られる便益に対して多大なコストがかかってしまう。このことから、我が国では、センシングを利用した情報収集活動及び当該情報の利活用(情報分析)が進まないといった指摘がある。ユーザーがセンシングによる情報収集の環境下にあることを理解して入場した場合等の特定の条件を満たした場合は、情報収集の同意(環境オプトイン)を得たとして、事前承諾なしで情報収集及び当該情報の利活用を可能とすることを明確化すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	-
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	-
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	-